

(参考資料)

住居喪失離職者等就職安定資金貸付事業  
《事業評価シート、参考資料》

政策評価体系上の位置付、通し番号	IV-3-1-(4)
------------------	------------

### 事業評価シート

予算事業名	住居喪失離職者等就職安定資金貸付事業			事業開始年度	平成20年度			
担当部局・課室名 作成責任者	職業安定局 雇用開発課 就労支援室 室長 川村 徹宏							
根拠法令(具体的な条文(〇条〇項など)も記載)	雇用保険法第62条第1項第5号							
関係する通知、計画等								
予算体系	(項)高齢者等雇用・促進費 (大事項)高齢者等の雇用の安定・促進に必要な経費 (目)雇用開発支援事業費等補助金							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施							
	<input type="checkbox"/> 業務委託等(委託先等: )							
	<input checked="" type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕(補助先:(社)日本労働者信用基金協会 実施主体: )							
	<input type="checkbox"/> 貸付(貸付先: ) <input type="checkbox"/> その他( )							
支出先が 独法、公益法人等 の場合	役員総数 (官庁OB/役員数)	0/15	常勤役員数	0/3	非常勤役員数	0/12	監事等	0/3
	職員総数	128	内、官庁OB	0	役員報酬総額	60百万円	官庁OB役員 報酬総額	0
	積立金等の額	74,399百万円	内訳	基金準備金積立資産 70,579百万円 保証基盤安定化積立資産 3,500百万円 退職給付等引当資産 320百万円		今後の 活用計画	信用保証事業の安定的な運営のために活用	
事業/ 制度概要	目的 (何のために)	事業主都合による離職等に伴い住居を喪失した者に対して住宅入居初期費用等の必要な資金の貸付を行うことにより、これらの者の住居と安定的な就労機会の確保を支援する。						
	対象 (誰/何を対象に)	事業主都合による離職等に伴い住居を喪失した者。						
	事業/制度内容 (手段、手法など)	(1)事業主都合による離職等に伴い住居を喪失した者に対し、ハローワークとの連携により、労働金庫が住宅入居初期費用、家賃、生活・就職活動費を貸し付ける。 (2)初回の貸付実行日から6ヶ月以内に常用就職し、返済免除となった場合及び返済困難となった場合に、日本労働者信用基金協会(労信協)が労働金庫に対して保証を行い、返済免除分及び返済不能分(労信協がさらに債権回収を実施してもなお回収できないもの)について、国が同協会の保証額を補填(補助金の支出)する。						
コスト	平成22年度予算額		人件費					
	事業費	13,661 百万円	( )	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事職員数)		従事職員数	
	人件費	64 百万円		担当正職員	63,709	千円	15	人
	総計	13,725 百万円		臨時職員他		千円		人
予算額推移等 (財源内訳/ 単位百万円)	年 度	総 額	地方公共団体の裏負担がある場合、概算の総額					
	H19(決算額)	—						
	H19(決算上の不用額)	—						
	H20(決算額)	4						
	H20(決算上の不用額)	3,523						
	H21(予算(補正込))	20,834						
	H21(決算見込)	868						
	H22予算	13,725						
平成22年度 予算 (補助金の場合は負担 割合等も)	雇用開発支援事業費等補助金 13,725百万円							

## 事業評価シート

予算事業名	住居喪失離職者等就職安定資金貸付事業		事業開始年度	平成20年度					
担当部局・課室名 作成責任者	職業安定局 雇用開発課 就労支援室 室長 川村 徹宏								
事業/制度の 必要性	事業主都合による離職等に伴い住居を喪失した者が、長期失業に陥ることなく、早期に住居の確保と再就職を実現できるよう、6か月以内に再就職した場合の返済免除によるインセンティブを設けるなど、住居を喪失している求職者の雇用施策としての意義を有しており、事業の継続が必要である。								
他省庁、自治体、民間 等における類似事業	・総合支援資金貸付(市町村社会福祉協議会実施) 失業等により、日常生活全般に困難を抱えている方に対する、住宅入居初期費等の資金の貸付。								
他省庁、自治体、民間 等との連携・役割分担	雇用施策として位置づけている就職安定資金融資制度を優先的に活用し、これが活用できない場合に総合支援資金貸付を活用することとしている。								
アウトプット	活動実績	【指標】	単位	H19年度実績	H20年度実績	H21年度実績			
		貸付件数 ※労働金庫での貸付決定件数	件	—	5,840	5,542			
アウトカム		返済免除件数 ※(社)日本労信協から労働金庫への補填件数	件	—	20	2,213			
		返済不能件数 ※(社)日本労信協から労働金庫への補填件数	件	—	0	42			
	予算執行率		%						
	達成目標 (指標、達成水準/ 達成時期)、 実績	【指標】(達成水準／達成時期)	単位	H19年度実績 【達成率】	H20年度実績 【達成率】	H21年度実績 【達成率】			
		就職件数 ※平成22年3月末現在	件	—	2,067	1,558			
		貸付実行後6か月以上経過している者の貸付 実行後6か月以内の就職率 ※平成22年3月末現在	%	—	28.7	29.9			
		貸付実行後6か月以上経過している者の就職率 ※平成22年3月末現在	%	—	35.4	32.5			
今後の 方向性	事業/制度の 自己評価 (アウトカム指標の分 析。適宜アウトプット 指標に言及)	貸付から6か月を経過する者のうち就職した者の割合は約3割程度。住居を喪失した離職者の住居確保と就職の促進に一定の成果を果たしている。							
	見直しの方向性 (より効率的・効 果的な事業とする 観点から) (担当部局案)	非正規労働者の解雇や雇止めの減少等に伴い、融資件数が減少していること等を踏まえ、実績に基づく予算額の見直しを行うとともに、雇用施策として一層機能するよう、就職活動要件の強化など制度の見直しを行う。							
	平成23年度予算の 方針(担当部局案)	(見直しの上) (見直しをせず)	廃止 増額 現状維持	現状維持 減額					
比較参考値 (諸外国での類似事業 の例など)									
特記事項 (事業/制度の沿革、こ れまでの予算の削減に 向けた取組み、目標達 成のための関連事業等)									

\* アウトプット指標・アウトカム指標は、該当する施策小目標で設定している指標を中心に記載

## 「就職安定資金融資」事業について ～解雇等によって住居を喪失した離職者の方へ～

### 1. 制度の趣旨

解雇や雇用期間満了による雇止め等に伴い、それまで入居していた社員寮等からの退去を余儀なくされる方などが、住居を確保した上で安心して就職活動を行っていただき、一日も早い再就職を実現できるよう、ハローワークが就労相談を行いながら、労働金庫との連携によって住宅入居初期費用等の資金を貸し付けることにより支援を行います。

### 2. 貸付の条件

#### (1) 貸付の対象者

本貸付金の対象者は、次の①～⑥のいずれにも該当する方です。

① 事業主都合等による離職に伴って住居喪失状態となっている離職者

「過去1年以内に事業主都合等(解雇、雇止め、勧奨退職など(雇用保険の「特定受給資格者」に限る))によって離職し、現在も失業状態であること」と「その離職が主な原因となって住居(社宅・社員寮・住込先又は本人が借り受ける賃貸住宅)を喪失し、現在も住居喪失状態であること」の2つの要素を満たす必要があります。

現在住居のある方は対象となりません。ただし、離職により入居権利を失う社員寮等に入居している方で、解雇通告等を受けて、1ヶ月以内に仕事と住居の双方を失うことが決まっている方は対象となります。

② 常用就職の意欲が認められ常用就職に向けた就職活動を行うこと

(具体的にはハローワークに求職申込みをし、月1回以上定期的職業相談を受け、常用就職に向けた就職活動を熱心に行うこと)

③ 預貯金・資産がないこと

④ 離職前に主として世帯の生計を維持していた者

⑤ 暴力団員でないこと

⑥ 貸し付けられた就職安定資金融資を利用することによって確保した賃貸住宅に、継続的に入居すること

#### (2) 貸付対象費目・貸付条件・貸付方法

貸付対象費目	貸付条件	貸付方法
①住宅入居初期費用		
a.賃料(入居に際して当初の支払いを要する賃料額)	実費(上限合計40万円)	貸主若しくは貸主から委任を受けた事業者の口座へ振込
b.共益費	・ 入居しようとする賃貸住宅は、毎月の家賃が単身の場合6万円以下・世帯の場合9万円以下の物件に限る(共益費・管理費込)。	
c.管理費		
d.敷金・礼金等		
e.媒介報酬額(仲介手数料)		
f.火災保険料		
g.その他(入居保証料等)		
h.転居費・家具什器等	必要額(上限10万円)	本人の口座へ振込

②家賃補助費	実費(上限月額6万円) ×上限6ヶ月分 ・雇用保険受給資格者でない者に限る。 ・共益費・管理費込	全額を一括して貸主若しくは貸主から委任を受けた事業者の口座へ振込
③生活・就職活動費 a.常用就職活動費	必要額(上限月額15万円) ×6回(月1回) ・雇用保険受給資格者でない者に限る。 ・雇用保険一般被保険者資格を取得した翌月分まで。	本人の口座へ毎月振込 (1万円単位)
b.就職身元保証料	実費(上限10万円)	契約事業者の口座へ振込

### (3)担保・保証人

担保・保証人不要。ただし、所定の信用保証機関を利用することを条件とします(信用保証料は利息にあわせて支払うことになります)。

### (4)貸付利率

年1.5%(信用保証料0.5%を含む)。返済遅延の場合の損害金は元金に対して年14.5%。

### (5)返済方法

貸付金は、元金据え置き6ヶ月の後、10年以内に(最終弁済時年齢65歳)、毎月月末に元利均等払い返済するものとします。なお、据え置き期間中は利息のみを返済します(据え置き期間中の繰り上げ返済は原則としてできません)。

### (6)返済免除

初回の貸付実行日(初回の資金振込日)の6ヶ月後の月の末日までに、6ヶ月以上の雇用が見込まれる就職をして雇用保険一般被保険者資格を取得し、その資格取得日の翌月の15日までにハローワークへ届け出た場合は、債務残高から、次の額を控除することにより、返済免除を行います。

控除対象費用	控除額
「住宅入居初期費用」のうち「敷金」を除く額	貸付額の100%相当額
「生活・就職活動費」	貸付額の50%相当額

### (7)貸付の制限

貸付は1回限りとなります。国や地方公共団体等が失業者の住居確保又は生活支援を目的として行う貸付や給付金の対象の方は「就職安定資金融資」の貸付対象となりません。

## 3. 貸付の手続きの流れ

貸付ご希望の方は、まずハローワークの窓口に来所され、確認書類の用紙の交付を受けてください(用紙は、「就職安定資金融資確認申請書(様式10)」「離職・住居喪失証明書(様式1)」「住居喪失状況申立書(様式1の2)」「入居予定住宅に関する状況通知書(様式2)」がありますが、喪失した住宅の種類によって必要となる書類が異なります。)。

様式1については、離職された事業所に証明してもらってください。様式1の2についてはご自分で事実を記入していただきます。

また様式2については、まず不動産業者の店舗で入居予定物件を探して入居申込みをし、貸主又は不動産業者の口座への貸付金の振込を条件に入居可能とされた物件について、不動産業者に記入してもらってください。不動産業者からは、その際あわせて入居物件の状況がわかる間取り図などももらってください。

その後、これらの書類に、顔写真(縦4cm×横3cm・2枚)・本人確認書類(運転免許証等)、その他の書類を添えて、入居予定の住宅の住所を管轄するハローワークの窓口に提出して確認を受け、その後労働金庫の店舗へ出向いて貸付の申込みをしていただくこととなります。

その後すぐに不動産業者との間で、貸付金の振込を成立条件とする賃貸借契約を結んでいただき、貸付金が不動産業者の口座に振込まれるとその契約が成立して入居が可能となります。